



無料法律相談所開設

次のとおり無料法律相談所を開設します。金銭・不動産などでお困りの方はお気軽にご相談ください。

◆日時 9月15日(水)
午後1時～午後4時

◆場所 余市中央公民館2階

◆定員 6人(1人の相談時間は30分)

【申込・問い合わせ先】

余市町役場 総務課

TEL 21-2112

※ご利用される方は、事前申し込みが必要となります。

自衛官等を募集します

看護学生・陸上自衛官(看護)・防衛大学校学生・防衛医科大学校学生を募集しています。

応募資格など詳しい内容の問い合わせ先は次のとおりです。

【問い合わせ先】

自衛隊札幌地方協力本部

小樽地域事務所

TEL 0134-22-5521

「高齢者・障害者の人権あんしん相談所」を開設します

高齢者や障害のある人々への虐待などの相談について、「高齢者・障害者のあんしん相談所」を開設します。

人権問題に詳しい人権擁護委員が秘密厳守で相談に応じ、アドバイスしますのでお気軽にご相談ください。

※同伴者と一緒にお越しください。

※車イス対応のエレベーターがあります。

ありませぬ。

日時 9月15日(水)

午前9時～午後3時

場所 札幌法務局小樽市局

「相談室」

今月の納税

納期内完納にご協力ください

国民健康保険税

第3期・納期限 9月27日

固定資産税

第3期・納期限 9月30日

ふるさと応援・寄附金

(平成22年7月31日現在)

ご協力ありがとうございました

・匿名希望(石狩市) 30,000円

無料「特設人権・困りごと相談所」を開設します

小樽人権擁護委員協議会では、特設人権・困りごと相談所を開設します。

人権問題、結婚・離婚・夫婦・親子等の問題、不動産・金銭のトラブル、うわさ・暴言によるいやがらせ、雇用・解雇・給与等の問題、児童・生徒のいじめ・体罰の問題、その他日常生活の中の様々な問題でお困りの方はお気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

日時 9月20日(月) 午前10時～午後3時

場所 総合文化センター 1階 娯楽室

相談員 人権擁護委員・法務局職員

問合せ 札幌法務局小樽支局総務係(TEL:0134-23-3012)

**船員保険制度の一部が
労災保険制度に統合されました!**

平成22年1月1日から、
**仕事又は通勤が原因での怪我、
病気又は亡くなった**



場合の手続きが変わり、
労災保険から給付されるようになりました。

(注) 一部の給付については、引き続き船員保険から給付されます。

仕事の原因の怪我や病気の請求先は、
労働基準監督署に変わりました!!



(注) 一部の給付については、引き続き船員保険から給付されますが、請求先は、全国健康保険協会(協会けんぽ)船員保険部に変更されました。

事業主(船舶所有者)におかれましては、
法人の代表者に当らなくても、**特別加入制度**に加入していただくことで、
労災保険による補償を受けることが可能となります。



(注) なお、一定の加入要件がありますのでご注意ください。

平成22年1月1日から
船員を1人でも雇っている事業主(船舶所有者)は、
船員保険とは別に労災保険にも加入手続きを行わなければならなくなりました。



厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署
http://www.mhlw.go.jp/

後期高齢者高額介護合算療養費の申請手続きについて

■高額介護合算療養費

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の加入者が、「病院にかかったとき」と「介護サービスを利用したとき」の1年分の自己負担額の合計が表の基準額を超えた場合は、「超えた額が高額介護合算療養費」として支給されます。なお、対象となる方については、平成22年12月以降に郵送により通知しますので、通知があった方は役場窓口にて手続きが必要です。

(※今回通知される方の計算期間は平成21年8月1日から平成22年7月31日までの期間について対象となる方です。)

【1年分の自己負担額の計算期間: 8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者	67万円
	一般	56万円
1割	住民税区分Ⅱ	31万円
	非課税世帯区分Ⅰ	19万円

●後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

●支給額が500円未満の場合は支給されません。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合(札幌市) 電話011-290-5601
積丹町役場 住民福祉課 電話 44-2111

健康ひろば

予防接種は適期に受けましょう！

特に乳幼児や児童から感染症から身体を守るため、予防接種は有効な手段となっており、適期に受けることが大切です。今月は、予防接種についてお知らせします。

予防接種の必要性について

感染症の発生とまん延を防ぐためや、病気から身体を守るために各種予防接種を実施しています。

また、一人ひとりが予防接種を受けることによって、その病気の流行を防ぐこともできます。

定期接種と任意接種

●定期接種

予防接種法及び結核予防法に定められている予防接種を定められた接種期間に行うものです。予防接種は、無料で受けられます。【ポリオ、ジフテリア・百日咳・破傷風（三種混合）シ

フトリア・破傷風（二種混合）、麻しん・風しん混合、BCG）

●任意接種

定期接種を接種対象年齢以外の時期に接種したり、定期接種以外のワクチン（おたふくかぜや、水ぼうそうなど）の予防接種を受けるものです。予防接種は、自己負担で受けることになります。

予防接種（ワクチン）の種類

●生ワクチン

生きた病原体の毒性を弱めたものをいいます。（ポリオ、麻しん・風しん混合、BCG）

●不活化ワクチン

病原体を殺し、免疫をつくるのに必要な成分を取り出してつ

今月は私が担当します



住民福祉課
看護師 入江美紀子

くったもの。（三種混合、二種混合）

接種間隔について

●生ワクチンを先に受けた場合
次の接種までに27日間以上あ

けなければなりません。

●不活化ワクチンを先に受けた場合
次の接種までに6日間以上あ

けなければなりません。



今一度、お子様の母子手帳で、接種していない予防接種がないかご確認ください。
接種対象者年齢を過ぎると、自己負担での接種となりますので、ご注意ください。

わが家のめんこちゃん

今月は平成21年9月生まれのお子さんです

野宮 裕成 くん

（平成21年9月24日生・余別町）



外に行くのが大好きで、毎日ウータンの三輪車に乗って散歩をしています。

「元気でたくましく、素直な子に育ってほしいと思っています。」
（邦明さん・香織さん）

種類	接種対象者年齢	接種回数	接種のすすめ
B C G	6カ月未満	1回	生後3カ月以上の接種が望ましいので、接種については医師とよく相談してください。
ポリオ	3カ月から7歳6カ月未満	2回	41日以上の間隔で2回経口接種（春（4月）と、秋（10月）に予定しています）。
ジフテリア・百日せき・破傷風（三種混合）	第1期 3カ月から7歳6カ月未満	初回→3回追加→1回	初回：20日から56日までの間隔で3回接種。 追加：初回3回終了後、1年から1年半で接種。
	第2期 11歳から13歳未満	1回	第2期はジフテリア・破傷風（2種混合）の接種。
麻しん・風しん（混合）	第1期 1歳から2歳未満	1回	1期の予防接種はできるだけ早期に接種を行う。
	第2期 5歳から7歳未満（小学校就学前の1年間）	1回	小学校就学前の年4月1日から3月31日までに接種。
	第3期 12歳から14歳未満（中学1年生相当）	1回	13歳となる日の属する年度にある者で、当該年度の4月1日から3月31日までに接種。
	第4期 17歳から19歳未満（高校3年生相当）	1回	18歳となる日の属する年度にある者で、当該年度の4月1日から3月31日までに接種。

★接種対象者には、直接ご案内しています。

★麻しん・風しん（混合）予防接種、第3期・第4期は、平成24年までの実施となっております。

※ご不明な事がありましたら住民福祉課までお問い合わせください。電話44-2111